

人材紹介基本契約書

株式会社〇〇〇〇〇（以下、甲という）と株式会社サンライフ（以下、乙という）とは、甲の人材採用に関し、下記のとおり甲が乙に人材の紹介を依頼する契約を締結した。

第一条（業務内容）

乙は、甲の諸条件に関する人材紹介及び採用に関するコンサルティング業務を行うものとする。

第二条（紹介手数料の発生）

人材紹介手数料（以下、紹介手数料）は、乙の人材紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生する成功報酬方式とする。

採用決定者が入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、当然紹介料は発生しないものとする。また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

第三条（紹介手数料）

紹介手数料は、次の（１）～（２）のとおりとする。

（１）採用決定者の採用初年度換算分の３０％（消費税及び地方消費税別）とする。ここでいう「採用決定者の採用初年度換算分」とは、該当者に支払われる採用初年度予定年収（通勤費を除く全ての諸手当、及び賞与を含む）ものとする。

（２）紹介手数料等の詳細については、別途覚書を取り交わすものとする。

第四条（紹介手数料の支払い）

甲は採用決定者と労働契約を締結月の翌月末以内に、乙に第三条に基づく紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込みより支払うものとする。

第五条（紹介手数料の返還）

採用決定者が甲に入社後、自己都合により３ヶ月以内に退社した場合、乙は甲に次の通り紹介手数料を採用決定者の退職日より２５日以内に返還するものとする。

- ・ 入社後 １０日以内に退社： 紹介手数料の１００％
- ・ 入社後 ２ヶ月以内に退社： 紹介手数料の５０％
- ・ 入社後 ３ヶ月以内に退社： 紹介手数料の２５％

但し、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることによる起因する 退社の場合はこの限りではない。

第六条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た選考対象者等第三者に関する情報並びに、甲乙お互いの秘密、又は不利益となる情報 に関して守秘義務を責うものとする。

第七条（契約の有効期限）

本契約の有効期限は、契約締結の日から一年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より異議申し立てのない 場合は、本契約は同一条件にて更に一年間延長されるものとし、契約についても同様とする。

第八条（本契約の未記載事項） 本契約書及び覚書に定めていない事項に関しては、その都度甲乙協議の上これを解決するものとする。

本合意成立の証として本証2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 10 月 1 日

（甲）

（乙）埼玉県さいたま市大宮区大成町2丁目

200番地2 柴田ビル2階

株式会社 サンライフ

厚生労働大臣許可：11-ユ-301288

代表取締役 金田 好正